

令和3年8月2日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和3年8月2日（月曜日）

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員（なし）

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐藤 俊幸君

企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 今野 正祐君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂君

令和3年8月2日（月曜日） 午前9時34分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会8月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

報告 4 件

議案 3 件（条例 1 件、補正予算 1 件、その他 1 件）

2) 議員派遣について

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 8 月 4 日（水） 1 日間（別紙のとおり）

4 その他

5 閉 会

午前9時34分 開会

○委員長（村松秀雄君） 皆さん、お疲れさまでございます。

毎日暑い中、オリンピックも終盤に差しかかろうとしておりますね。ただ、コロナだけは東京4,000人以上という数が、ほかの都市も同じですけれども、全然収束の域に達していません。ワクチン、我々はもう大体終わっているんですけれども、今、65歳未満の方ですか、開始されていますけれども、まだまだ年内いっぱい、薬の供給等不透明な部分もあるようでございます。我が町は人口的にそんなに多くないので、早めに終わろうかと思っておりますけれども、お氣をつけていただきたいと思います。

また、選挙も仙台市長選、郡 和子さん、2期目ということで順調に投票いただいた、御支持いただいたという結果に終わったようでございます。無競争は、（笑いの声あり）笑わないのさ、無競争がいけないということで、対抗の加納さん、前衆院議員さんも戦ったということで、街頭の感触がよかったというコメントが載っております。以上でございます。皆さんも来年あるようでございますので、改選期がありますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、座って御挨拶は終わらせていただきたいと思います。

それでは、3番の議長からの諮問、4件ございますので、順を追って開始をさせていただきますと思います。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

それでは、早速、議長からの諮問事項につきまして8月会議ということでございます。執行部からは本日は総務課長さんと企画財政課長さんに御出席をいただいております。よろしく説明をお願いしたいと思います。

総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。

8月会議、どうぞよろしくお願いいたします。座って、説明をさせていただきます。

まず、最初に行政報告2件でございます。

1つは台風第8号の対応及び被害の状況について。もう一つは工事請負契約の締結でございます。1件ずつお話をいたします。

まずは台風第8号の関係ですが、令和3年台風第8号は、7月27日夜遅くから28日明け方にかけて宮城県に接近し、28日午前6時に石巻市付近に上陸しました。台風は太平洋沿岸を中心に東北地方に大雨をもたらしながら、北北西に進み、28日午後3時には秋田沖で温帯低気圧に

変わりました。

本町では、台風の襲来に備えて27日午前9時に特別警戒本部を設置して、全町挙げての警戒態勢を敷いたところであります。避難所開設に備えた準備作業の確認、内水被害を最小限に抑えるための基幹排水路の機能点検、関係機関や協力事業者への連絡調整など台風襲来に備え、可能な限りの事前対策に当たりました。しかし、台風の勢力が強くなかったこと、台風の進路が当初の予測より北側にそれたことなどから、幸いにも警戒していたほどの集中豪雨とはなりませんでした。

28日未明午前3時18分に落雷による一時的な停電が、町内2か所で発生しましたが、そのほかの大きな被害についてはこれまで報告を受けておりません。これからの時期は、さらなる台風の襲来が予想されてまいります。町といたしましては、2年前の令和元年東日本台風の教訓を忘れずに、集中豪雨に備えた水害対策に引き続き努めてまいります所存でございますとさせていただきます。

○委員長（村松秀雄君） じゃあ、行政報告2つ目お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、2つ目でございます。

令和3年度町道赤井木間塚線舗装補修工事入札状況についてでございます。令和3年度町道赤井木間塚線舗装補修工事において、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による条件付一般競争入札によるものであります。契約締結状況の詳細につきましては別紙資料のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 行政報告、ただいま2件ありましたが、これに対してチェックするよ
うなこと、ございますでしょうか。議長。

○議長（大橋昭太郎君） 台風に関して、要支援者の関係の避難所を開設しなかったよね。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうですね、大雨に備えて一応準備ということではさせていただきましたが、公式な開設には至らなかったということで準備まではさせていただいております。

（「ということで準備はしたの、どの辺が議長お聞きしたいの」「二、三、やっぱり避難所開設しないのかって電話、よそはしたから、問合せあったものですから、ただ町としても要支援者の計画はしたんだけど、というところを盛り込んだほうがいいんじゃないのかなと感じたものだから。必要ないですか」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 多分、総務課長、結局災害って皆先、先で警報出してるじゃない。この間も大崎が4、美里も4まで行った、3だけ、レベル3の警報は出たのね。だから、要するに避難所開設するのは、資材の確保とかというのは当然しているから、要するに無駄になっても何でできなかったのかなという前、前の。ただ、進路が午前中にそれだからというものではないと感じたということだね議長。（「そういう準備はしたということは、強調しておいたほうがいいのかなと感じたものだから」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） やっぱり、住民の人たちの声。周りがテレビで避難所開設ってばあっと出たでしょう。美里町が出ないというのは、レベル4には達していないだろうなというのは分かるんだけど、一番はやっぱりそういう大きな台風が来たときに不安を解消するというか、情報が全然分からないままに、電話、来たのね、私も。そういう意味では。避難所開設なぜしないのかと。そういう町民の不安をどうやって解消するかというのが、やっぱり一番大事なのかなと。その点もう少し配慮してもらえれば、防災無線で流すとか、情報入らないんですもん、美里町には情報、そういう意味では、ということもありましたので。

○総務課長（佐藤俊幸君） それなりの、台風の規模とか、洪水の心配とか考慮しながら、本部のほうで判断したということで、今回川の水位についても上がらない、鳴子ダム貯水率が40%切っている、大きな河川の氾濫はないといったことで、開設しなかったところですけども、そうですね、安心していいよという話はできないので、なかなかその辺について情報出すのにも難しいものがありますけれども、今後そういう避難を要するような場合には情報提供は間違いなくさせていただきたいというところでございます。

○委員（福田淑子君） 前回みたいにだんだん雨が強くなってきて、避難がかなり進んだということはあったんだけど、今回は昼間からそういう状態あって、避難するときに声かけてくださいね、夜中でもいいからって言われたんだけど、一番雨風強いときに避難はできないし。一番は役場とすればそういう情報は得ているんだけど、町民に対してどういう形でか、不安を解消するというか、大丈夫ですよって言われなくても分かるんですけども、その辺だと思います。老老世帯多いので。以上です。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。ほかありませんか。次、参ります。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 今回は、2件だけなんです、議長。これ、どうなんでしょう、区長会るときには話、私、区長会に参加しているわけじゃないけれども、話聞いたところによると、コロナワクチンの進捗状況とか、そういうのは報告したという状況も耳にはしているだけ

ども、その後議会にはこういう状況に対して騒がれているというか、ただそういうことを踏まえて今後の対応とか、いろいろ前には全協でお話をいただいていたんですけども、そういう予定は一切ないということでもいいですか。

今回の行政報告の中でも、検討すべきことじゃないですかと私は思うんだけど、いかが判断するか。（「総務課長単体では答えない」の声あり）だから、どうするか相談してみたいんじゃないですかということです。

○総務課長（佐藤俊幸君） しばらくになりますね、前は6月。（「6月会議の前」「全協でやりました」「状況も変わってきているから、いろんな場所での注射を受けている方もいらっしゃると思うし、あとワクチンの保有状況もマスコミなんかで、我が町が心配ありませんよってということだけ、それはそれでいいんですけどもさ」の声あり）持ち帰りましてその辺、前向きな方向で検討させていただきます。

○委員長（村松秀雄君） よろしいですか。

では、なければ、次の議案書の（「行政報告の2番」の声あり）終わったよ。別添資料御覧ください。

では、報告事案に入ります。報告第10号からお願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、報告第10号でございます。

議案書1ページ、資料編は1ページをお願いいたします。専決処分報告について、専決第3号でございます。

美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、美里町水道料金3件の未収金総額7,350円の権利を放棄することといたしました。債務者は1法人で令和3年3月4日に破産手続の開始が決定され、その後令和3年5月10日に商業登記簿が閉鎖されました。債務者である法人の清算が終了したことから、未収金を回収できる見込みがないものと判断したものであります。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについて何かございますでしょうか。

総務課長、すみません、さっきのコロナの問題に戻るんですけども、前のやり方だと全協で水道だのいろんなのおろしたよね。金額が大なり小なりやったと思うんですけども。ただ今回は1社であって少ないからそういう説明も何もなし。期間にしても平成30年度の場面だけだということなんだけど、そういう執行部の考えとして、要するに我々に説明する全協という場があるのにかかわらず、やったりやらなかったりするということが出てきているので、前もたし

かこれ出たんだよね。そういう話が。だから、その辺統一されてやるべきじゃないのかなとは思いますが。この金額がどうじゃない。やり方は専決なんですから問題ないですけども、そういう配慮的なものが行ったり来たりしますので、その辺は上のほうとよく御相談されてやってほしいなと思います。

以上です。別に、御検討ください。

○議長（大橋昭太郎君） この点についてその他の確認で御協議いただきたいと思っています。例えば確かに専決の部分については副町長はじめ、毎回ちゃんと議案と同じように説明するといって答弁しているんだけど、内容によって例えば、吉田さんとも話したんだけど、内容によっては資料でいだろうという部分もあったんだけど、例えば今回の専決の関係見ても議案書、それから資料の中で十分に説明されている部分もあると思うんです。

それで全協が開催されるタイミングでは当然その説明も必要だろうと、それから全協の開かれない中で専決が出てきた場合、後でまた御協議いただきたいと思いますが、例えば議運の中でこれはぜひ説明を求めなければ駄目だとか、そういう方向性をどういうふうにして、全部説明をというのもどうなんだということがあるものだから、後で協議していただきたい。

○委員長（村松秀雄君） それは後で協議でいいですけど。内容によって、基準を設けるときにどういう、人だからそのときの考え、考えで分からなくなってくる。そういう意味でどうか御検討ということをお願いしました。

ほか、ございませんか。10号について。（「ありません」の声あり）

なければ、報告11号の専決に参ります。お願いします。（「この議運の最後で検討するということですか」「今回については、今から、あさっての関係だから」「資料は用意してあります」「今後の、それ以外のやつ」の声あり）

○総務課長（佐藤俊幸君） 全協と同じように（「課長、ちょっと聞こえないからマイク使って」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前10時08分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

それでは、専決ですね。報告の第12号損害賠償の額を定め和解することについて説明をお願いいたします。（「11号です」の声あり）

すみません、もとい。

報告第11号専決処分の報告、権利の放棄についてでございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、報告第11号専決処分の報告について専決第4号でございます。

議案書の3ページ、資料編2ページでございます。

美里町債権管理条例第21条第1項の規定により、美里町農業集落排水処理施設使用料3件の未収金総額4,530円の権利を放棄することといたしました。債務者は1法人で、令和3年3月4日に破産手続の開始が決定され、その後令和3年5月10日に商業登記簿が閉鎖されました。債務者である法人の清算が終了したことから、未収金を回収できる見込みがないと判断したものであります。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（村松秀雄君） これについて。先ほど、総務課長説明あったように、同じ、前の水道と同じ会社ですということで、よろしいですか。それでは次に参ります。

報告第12号専決処分の報告、損害賠償の額を定め和解することについてでございます。お願いたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、報告第12号専決処分の報告について、専決第5号でございます。

議案書は5ページ、資料編は3ページになります。

令和3年6月2日午後6時頃、青生字新鳴瀬108番地1地先、町道新鳴瀬6号線を走行していた美里町在住の女性が運転する自動車が、側溝が破損した箇所に入り、車両左側後輪のタイヤを破損しました。当該箇所につきましては、直ちに現場状況を確認し、再度被害が発生しないよう側溝の損傷箇所を復旧いたしました。

この物損事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたすものでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについては何かございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 恐らく過失割合で美里町は3割、あとは当事者が7割という全体金額で、そのような割合だと思うんだけど、その判断というのはどういうことでしているか説明はないのか。過失割合によってということなんだろうけれども、パンクしてタイヤ1本駄目に

なったということだと思っただけけれども、別にこれは警察で事故介入とかそういうことではないでしょう。その判断というのを言わなくていいのかなと。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。今の損害比率の計算。

○総務課長（佐藤俊幸君） これ、お互いの話合いによって決定したところなんですけれども、その部分をこの報告の中に入れるかどうかということですかね。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） お互いにその割合で納得したからそれだということなのか、別にそういう根拠的なものはないということ、相対での話合いで決めましたとか、そういう。

○委員長（村松秀雄君） 休憩しますね。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

次に参ります。報告第13号専決処分、令和3年度一般会計補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 改めまして、おはようございます。8月会議につきましても御指導のほうよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

私からは報告第13号専決処分の報告についてということで、令和3年度美里町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては7ページから、資料編につきましては4ページでございます。

令和3年台風第8号が東北地方に接近し、上陸する見込みとなったことに伴い、令和3年7月27日に特別警戒本部を設置し、特別警戒配備態勢を整えるための職員の時間外勤務手当に関わる予算を緊急に追加する必要があったことから、令和3年度美里町一般会計補正予算（第6号）を調製し、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年7月27日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書の10ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,883万2,000円といたしました。

細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。議案書の21ページ、22ページをお開き願います。

9款消防費70万円追加いたしました。1項消防費の災害対策費に時間外勤務手当70万円追加いたしました。

次に、歳入についてです。

前のページ、19ページ、20ページお開き願います。

17款繰入金に70万円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に70万円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

この一般会計補正予算について何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）
なければ、次に参りますけれども、よろしいですね。

では、議案第12号美里町手数料条例の一部を改正する条例でございます。お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案第12号でございます。

議案書は23ページを御覧ください。資料編は5ページでございます。

美里町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、同年9月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。詳細につきましては、当日町民生活課長から御説明を申し上げます。

資料編は6ページですね。ちょっと御覧いただきたいんですが、資料編6ページの新旧対照表を御覧ください。この表の中の下から2つ目、個人番号カードの再交付手数料金額1枚800円、こちらの部分を削るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

議案第12号について何かございますでしょうか。副委員長。

○副委員長（平吹俊雄君） 個人番号再交付ということですからけれども、手続は今まででどおりということに理解していいのね。支払いのほうは、その辺。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） そうですね。従来どおり手続は窓口で行うのですが、この手数料の

集める主体が議案等の概要の5ページにも書いてございますが、法律の改正により地方公共団体情報システム機構というところがその手数料徴収する大本というか、主体に替わるものでございます。今までどおりの手続等は変わりがないということです。同じです。

○副委員長（平吹俊雄君） これは手続して支払いはどのように。支払いは、あとはどうするの。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） 恐らくでございますが、情報機構というところから町に手数料徴収を委託される形になりまして、町はお客様からお金は頂戴はするということになるか、それはあとは情報機構にお金は回っていくというか、そういう形になるということでございます。

○副委員長（平吹俊雄君） 結局、今のとおりということだね。係が1つ入ったことになって、変わらないということね。

○委員長（村松秀雄君） ほかございますか。（「ありません」の声あり）では、ないようでございます。

議案に入ります。議案第13号令和3年度の一般会計補正予算第7号でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第13号令和3年度美里町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては24ページから、資料編につきましては7ページでございます。

まず、議案書25ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,669万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9,552万5,000円といたしました。

細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。議案書の36ページ、37ページでございます。

2款総務費に50万7,000円追加いたしました。1項総務管理費のまちづくり推進費に青生コミュニティセンターの浄化槽修繕料50万7,000円追加いたしました。

3款民生費に6万7,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費に民生委員推薦会委員報酬5万6,000円追加いたしました。

4款衛生費に1,386万3,000円追加いたしました。1項保健衛生費の環境衛生費に再生可能エネルギー導入推進計画策定業務委託料995万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策費に時間外勤務手当281万2,000円、郵便料106万6,000円、それぞれ追加いたしました。再生可能エネルギー導入推進計画策定業務委託料につきましては、公益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排

出抑制対策事業費等補助金を活用し、再生可能エネルギー導入に関する地域のマスタープラン策定業務等を委託するものであります。

9款消防費に147万6,000円追加いたしました。1項消防費の非常備消防費に消耗品費147万6,000円追加いたしました。これは、消防団員等公務災害補償等共済基金の消防団員安全装備品整備事業助成金を活用し、消防団員の安全帽の更新を行うものであります。

10款教育費に78万円追加いたしました。

議案書38ページ、39ページ、お願いします。

6款保健体育費の学校給食費に小牛田小学校給食室の回転釜購入費55万5,000円追加いたしました。

次に、歳入でございます。

議案書の34ページ、35ページまでお戻り願います。

14款国庫支出金に387万8,000円追加いたしました。2項国庫補助金の衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金387万8,000円追加いたしました。

15款県支出金に4万4,000円追加いたしました。2項県補助金の民生費県補助金に民生委員推薦会運営費補助金4万4,000円追加いたしました。

18款繰入金に131万1,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に131万1,000円追加いたしました。

20款諸収入に1,146万円追加いたしました。5項雑入の雑入に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金998万5,000円、消防団員安全装備品整備事業助成金147万5,000円、それぞれ追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

これについて何かございますでしょうか。

企画財政課長さん、すみません。先ほど、消防費の中のやつで共済基金の活用して、大体100%ですね、補助。これは事業としてメニューとかなんとかって来たんですか。新たに後から来たんですか。それとも、担当課から上がってきたのか。企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、委員長おっしゃるとおり100%補助事業ということで、消防団員等公務災害補償等共済基金に事業申請行っておりまして、これの決定通知が6月29日付で採択になりましたことから、今回補正予算に計上いたしまして、今度安全帽、ヘルメットを全消

防団員に対して装備を配備するという内容となっております。

○委員長（村松秀雄君） 当初とは全然違うという内容ですね。当初の被服費とは違うと。

（「全額ヘルメット」の声あり）ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案第14号工事請負契約の締結でございます。令和3年度の南郷放課後児童クラブ施設新築工事の件でございます。お願いいたします。

○総務課長（佐藤俊幸君） 議案第14号工事請負契約の締結について（令和3年度美里町南郷放課後児童クラブ施設新築工事）でございます。

議案書は40ページとなります。資料編につきましては8ページとなります。

この契約につきましては入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による条件付一般競争入札により締結するものでございます。入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による条件付一般競争入札を行った結果、株式会社藤山工務店が総合評価落札者決定基準に基づく総合評価点獲得者となりました。その後、総合評価技術審査及び入札参加者資格審査を行ったところ、いずれの審査においても適切であったため、落札者と決定し、落札額1億180万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額1億1,198万円で工事請負契約を締結いたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、当日建設課長から御説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

工事請負契約について何かございますでしょうか。

では、休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。図面もついていますけれども。

なければ閉めたいと思います。

議案について、執行部からの説明は以上とさせていただきます。執行部の皆さん、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございます。

それでは、暫時休憩をいたします。再開は10時50分。

午前10時40分 休憩

午前10時51分 再開

○委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。

2) 議員派遣についてでございます。局長、説明をお願いします。

○事務局長（今野正祐君） それでは私から、2) 議員派遣について説明させていただきます。

皆様にも先週末、既に御自宅に届いているかと思いますが、9月20日月曜日、敬老の日になりますが、この日に大崎広域の設立50周年記念式典が開催されます。内容につきましては、第1部記念式典午後1時30分から第2部が記念講演ということで元スピードスケートのオリンピック選手岡崎朋美さん、こちらの記念講演ということでございました。

こちらに9月20日、議員全員、皆さん御参加いただきたいと思ひまして、8月会議の中でこちらの御承認いただきたいと思ひますので、その辺の御協議をよろしく願ひいたします。

なお、当日につきましては、事務局としましては一応バスの予約をしております。皆さん一緒にバスに乗り込んでいただいて、一緒に行こうかと思ひています。なぜかといいますと、事務局から説明がありまして、駐車台数が限られているということがあるようなんです。ただ、距離的に、今くすっと笑われましたけれども、限りなく古川に近い議員さんもいらっしゃいますので、その方々も1回こっちに戻ってきてというところまでの制限はしたくないと思ひていますが、基本的にはバスで行こうかと考えています。以上です。

○委員長（村松秀雄君） 局長、すみません、駐車場のあれだけど、市民会館だっけ。ちょっと北奥に大きな駐車場があるんだけど、あれは借りられないですか。砂利道だけ。

○事務局長（今野正祐君） 周辺にもあるということは聞きましたけれども、ただ大体市民会館だと中央公民館前、周辺含めて200台程度という話は聞きました。ただそれでも足りないので、最終的には吉野作造記念館、あちらも手配したいという話を聞きましたが、あっちのほう、ちょっと距離が遠いので、第2部から参加する人たちがメインなのかなと思ひますけれども。今委員長おっしゃった砂利道はちょっと分かりません。

○委員長（村松秀雄君） 今、整地はされているんだけど、舗装されているだけで、何か講演あるときによく使うんですけれども、広いところ。それ、市有地か何だか分からないよ。市のものか。歩いて3分から5分ぐらい。そこが借りられないのかなと。いいです。

○副委員長（平吹俊雄君） 広域の議員には来たのね。それでまだ、書いたけど返事は出さない

んだけど、その場合はいいの。何も書かなくて、返さなくていいの。

○事務局長（今野正祐君） 出してください。はがきが同封になっていると聞きましたので、そのはがきは個々人で出してください。こちらでは集約しません、事務局では。

○委員長（村松秀雄君） ということは、集約しないということは、議員が出して確認は取らなきゃいけないということですね、行かないという人もいるからね。

○事務局長（今野正祐君） そうです。最終的にはこちらの事務局で確認だけはします。

○委員長（村松秀雄君） ということでございました。基本的には役場からバスで行くということです。

あと、議員派遣についてはこれだけですね、局長。（「以上です」の声あり）

では、次、参ります。

会議の期間及び議事日程についてでございます。会議は御案内のとおり、8月4日水曜日でございますが、1日間としたいと思っております、いかがでございましょうか。よろしいですか。

また、議事日程でございますが、お手元に配付させていただいております。日程1から日程10まででございます。この日程でよろしいでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 議会だよりを見たんですけども、その中に総務、産業の常任委員会の現地調査が載っていたのね。それで、議会にまだ報告になっていなかったの、次長に確認したら、緊急性があったから今回議会だよりに載せたというので、そうであれば今度の、あさつての議会に向けて議員には配付して、それを1項目持ってきたほうがいいと思います。現地調査。

○委員長（村松秀雄君） 凍霜害のやつね。載ってましたね。

○委員（福田淑子君） 全然目にしていなかったの。議会に報告になっていないのになつていたなというので、今回やむを得ないので早めに。配付だけ。

○委員長（村松秀雄君） 報告書の配付ということね。（「日程にないでしょう」「日程にないの」の声あり）報告書、配付だけ。

○委員（福田淑子君） 次長は、9月議会に……（「8月の会議で、配付の準備できてます」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 総務、産業、建設の現地調査の分についての報告、書類については配付のみということで、あさつて各議員に配付するというので。（「分かりました」の声あり）

また、話、ちょっと飛びますけれども、梨部会から要請書が出ているということで、それも資料もう出た。（「これから」の声あり）それはこれからね。そのときになったら。一応予定

があるということね。

日程についてはいかがでしょうか。では、このままといたします。

次に、陳情、要請等に入ります。ホチキス止めでされております陳情書と要請書ということで、沖縄辺野古基地と埋立ての採取計画の断念ですね。これが入っておりますので、暫時休憩をいたしますので、お目通しをお願いしたいと思います。

休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

この要請書1通につきましてはいかが、どういう処理をいたしましょうか。配付のみということですが、配付のみでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、配付のみとさせていただきます。

次、大きな4番目、その他に入ります。その他、内容盛りだくさんでございますので、まず議長から積立金の処理についてお話し願います。

○議長（大橋昭太郎君） 積立金、去年に一度皆様に12万円お返ししていましたが、7月分含めて12万円になったということで、どうも見通し、旅行積立の分ですが、見通しが立たないような気がしますけれども、8月分からは積立てをストップしたいと思います。状況を見て例えば見通しがつくかどうか分からないんですけれども、すぐ皆さんにお返ししたほうがいいのか、状況、10月あたりまで見たらいいのか。その辺御検討いただきたいと思えますし、それから一般積立てですね、1人当たり4万8,176円あるんだそうです。（「1人当たり」の声あり）1人当たりです。（「御飯も食べないからね」の声あり）これもまた不確定なんですけど、忘年会あるいは解散会をやろうとしても、2万円もあれば間に合うだろうということでございますので、この一般積立てを停止したいと思うんですが、よろしいでしょうか。一般積立てに関しては今後使う予定もありますけれどもそのまま。（「1万円と5,000円ね」の声あり）積立ては停止ということで、8月からは。

それで、旅行積立ての関係は皆さんにお戻したほうがいいですか。もう少し様子を見て。積立てストップということでお願いします、事務局で。

○委員長（松村秀雄君） 8月分からの積立て、1万円と5,000円はストップ。その処分については保留と。

○議長（大橋昭太郎君）　そういうことでよろしく申し上げます。

あとは、局長、押印の関係、皆さんにお話し申し上げます。

○委員長（村松秀雄君）　積立金の部分につきましては、1万円と一般積立て5,000円、2本ありますけれども、8月分からについては徴収をストップ、処分につきましてはどちらも保留ということで様子を見るということで、よろしいですね。（「はい」の声あり）

ということにしますので、事務局さん、処理をお願いします。

次に、局長から先ほど皆さんに別添ということで、押印を必要とする書式の見直しが全国町村議会から入っております。これについて説明をお願いいたします。

○事務局長（今野正祐君）　それでは、押印の見直しについて私から説明させていただきます。

今、委員長からお話があったとおり、県の町村議会議長会から今回の地方議会議事次第書書式例における押印を必要とする書式の見直しについてという通知が入っております。

皆さん御案内のとおり、現在国ではデジタル社会の形成を図るための関係法律に関する整備に関する法律が施行されたことにより、町民とか外部の方々の事務的な手続を簡素化するために、押印の廃止が現在なされる部分が多く出ております。議会内部につきましてもいろいろ対外的な書式、それから内部的な書式につきましては、例規の規定にはないものの、ここにあります地方議会議事次第書書式例で定まっている書式例を使いながら、通知を出しているところがございます。

それで、皆様に左上に別添と書いてある4ページ物、こちらの資料を御覧いただきたいんですけども、まず1ページ、中段からちょっと下に、1、当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うものとあります。その説明として、上に様式のタイトルの四角の \square は公印、 $\textcircled{\text{私}}$ というのは私印を示すと書いてありますが、まずここを御認識ください。

1の当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うものというのが現在16様式決まっております。これにつきましては議長がほかの団体、個人に出す書式例、16様式載っております。

次に2ページ目、御覧ください。2ページ目の中段には、2、当該町村の議会・執行機関内部に対して行うものというものがあまして、58様式、これは例えば議長から議員あるいは議長から委員長あるいは議長から執行部の首長、こういう場合に使う様式として58様式決まっております。

続きまして、4ページ目、中段ちょっと下になりますが、3、身分、就退、選挙に関するもの、こちらは22様式定まっております。これは個人から議長、それからいろいろ議長から議員というのもありますし、これは22様式定まっております。

最後になります、5ページ目の下のほうにあります、4つの部分で請願者や公述人等外部から当該町村議会宛てに通知するものということで、5様式定まっております。これにつきましては、公述人から議長、請願者から議長というものが主なものがあります。

今の4つの部分の見直しについてなんですが、6ページ目、一番上、見直し案とあります。まず、最初に1ページ目で御説明いたしました当該町村の議会・執行機関以外の外部に対して行うものにつきましては、文書の内容の真正性を担保するため、これまでどおり署名または記名押印として現行どおり押印の例示を行うもの、これまでどおり判こは基本的に必要だよという取扱いになっています。一部、その下のただし書規定についてもありますが、これについては説明は省かせていただきます。

今回、公印の廃止の大きなものになるのが2番目、6ページ目の中段から下になりますが、当該町村の議会・執行機関内部に対して行うもの。こちらにつきましては、文書内容の真正性は担保されていると考えていることから、署名または押印は不要とし、押印の例示を廃止し、記名のみでもよいとするという内容になっています。つまり、先ほど御説明しましたが議長から議員あるいは議長から委員長あるいは逆もありますし、あるいは議長から町長、そういうものに関しては基本的には廃止するという中身になっています。一部ただし書規定はあります。

そして、6ページ目の一番下ですが、身分、就退、選挙に関するものにつきましても、1番と同じように真正性がより求められる性質であることから、これまでどおり署名または記名、押印とし、現行どおり押印の例示を行うとしております。

次、7ページ一番上ですが、最後になりました様式、請願者や公述人等外部からの当該町村議会宛てに通知するものにつきましても、本人確認の必要性は高いものと考えられることから、これまでどおり署名または記名、押印とし、現行どおり押印の例示を行うものとなっております。

つまり、2番目の部分、議会内部あるいはこれは執行機関、町長部局とやり取りするという部分については基本的に廃止にしたいというのが今回の案でございます。ただ、最後の6の留意事項というのがありまして、こちらにつきましてそれぞれの実情に応じて、押印の見直しを御判断いただきたい。結果的にこれはあくまでも例を示すもので、最終判断は各市町村の議会だよということになります。

特に、2の当該町村議会・執行機関内部に対して行うものの押印の廃止に当たっては、議会内部においてあるいは執行機関と十分調整の上行うことが適当であると考えられるという付記書きがございます。

つまり、基本的には議会から町長あるいは町長から議会に対しては押、印は必要ないんじゃないかという例示はされておりますが、これについては執行機関といろいろ御協議くださいという内容。つまり、議会で議長から町長に出すやつを公印要らないよという判断しても、逆に町長から議長に来たものが押印されていると、そこでちょっと整合性が取れないじゃないですか。そのような部分に関しては、一応執行部とその辺どうしますかというところは協議していきたいと思います。

ただ、押印の範囲につきましては、今世並みで大分廃止に向かっておりますが、いや、こういう例示があっても、美里町議会としてはこの部分はこれまでどおりやるべきじゃないかという御意見もあると思います。今回につきましては、このような内容で県の議会議長会から示されておりますが、今日の部分では皆様にこれを御覧いただきたい、後でもう1回議運の中でこれをどうしましょうということをお聞きしますし、最終的には全協で確認する必要もあると思いますが、今日の時点ではこのような提案なされていますので、お目通ししていただきたいというアナウンスだけになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（村松秀雄君）　ということで、押印の見直し、書式の見直しということで、もっと別の町の資料も入っていますので、薄いやつ、町の、2枚物ね。町の方針は。

○事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君）　ごめんなさい、町の方針については資料頂きましたので、こちらも参照いただきたいんですが、町としては議会側に出すときは外部の団体という取扱いで一応押印を押そうという形で話は進んでいるようなので、議会としては執行部内部という形で押印を廃止したいという形になっているところで、ちょっと差が出ていますので、その辺もう一度執行部側ともお話しを進めていくような流れになっておりますので、細かい打合せは今後また続けるということになります。

○委員長（村松秀雄君）　吉田委員。

○委員（吉田眞悦君）　押印の関係について、予定では10月1日からということを用意しているわけでしょう、町では。その前に、結局煮詰まったら当然全協なりなんなりで説明はしてもらわなきゃいけないでしょうから、そのときに、今議運のメンバーだけに方針とか考え方ということだけだからだけれども、皆さんには煮詰まってからということなんだね。

○事務局長（今野正祐君）　1回、今日のお話が終わった後、もう1回議会運営委員会でこの方向性については協議していただきたいと思います。それが終わりましたら全員協議会でその方向性を基本に御説明をしたいと考えています。

○委員長（村松秀雄君）　では、そういうことで進めてお願ひします。

あと、前回は話が出ましたが、委員会条例等の改正について、人数、議員定数は13と変えましたけれども、常任委員会の構成、また議運が今の段階ですと常任委員長プラス委員2名の1常任委員会から3名、議会だよりにつきましても副委員長が当て職でプラス委員2名と3名の6名の構成ということになっております。これについて、13になるということで当然常任委員会からの人数が今8名になっておりますので、総務、産業について議長が入って抜けると認めていただくことになって、7、8という構成になっております。当然、13だと7、6、6、6と、抜ければ。という構成にならざるを得ないと思うんですけれども、その辺の皆さん考え方、いかがでしょう。

そろそろ、当初は9月議会にという、9月議会も最終日までありますから時間はあるんですけれども、まずはいつをめどにして提出していくか。当初の予定どおり9月でよろしければちよつとその間に1回、2回議運開かなきゃないなと思っております。いかがでしょうか。

（「それで結構です」の声あり）じゃあ、9月議会中に提出をして委員会条例の人数の配置、これを出していくということでもよろしいですね。スタートは改選後ですけども、当然。

そうすると、常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会ということで3つの委員会構成、特別委員会は全員ですから、なりませんで、この3つをお願いを頭に入れていただきたいと思います。局長。

○事務局長（今野正祐君） 私から2点ほどお話しさせていただきます。

1つは8月会議におきまして、6月会議の一般質問に対する答弁の訂正ということで、町長から入っております。内容につきましては村松委員長の一般質問であったんですが、教育委員会の学校教育環境審議会から答申が出されて、教育委員会の協議の回数ですか。その回数についての訂正でございます。ただ、訂正については当該会議が開いているうちは議事録の訂正は可能ですが、もう既に6月会議は終わってしましてそちらは今訂正は不可能な内容になっております。直近が8月会議で、その内容を、これは議長の諸般の報告、その中で報告させていただきたいと思っておりますので、その点まず第1点、皆さんに御連絡しておきます。

それから第2点目なんですが、傍聴人の人数制限についてです。前回議運だったですか、全協でしたっけか、これまでどおり10人の制限をかけると決めましたけれども、このままの人数制限でいいかどうかというところ。実は町内の婦人団体さんでしたか、例年、年1回6月会議あたりに大人数で来ているというところもあったんですが、先日お問合せがあったんですが、まだ変わりませんか、ただ今の状況の中では10人の人数制限をかけているんですというお話をしましたら、じゃあ9月は無理かもしれないけれども、12月あたり行けるようになったらい

いねみtainな話もされたものですから、それで人数制限につきましてこれまでどおり8月会議、9月会議、そのままでいくか、いかないか、その辺のところを御協議よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（村松秀雄君） 今、局長からは一般質問の訂正はもう会議終わっているので議長の諸般の報告の中で話す、訂正になりましたということだよ、それしかないんだね。

第2は傍聴者でございます。今、10人に制限しております。今回もお話ししないといけないと思ったんですけれども、いかがいたしましょう。傍聴者の制限は6月会議どおりやっていくか。8月、9月も。（「9月はまだ先、8月だけで現状いい、全国的にリバウンド、変異株の影響もあるようだから9月会議のことまで今決められるか、状況を見ないと美里でもちょこちょここと罹患者が出ていると。8月分は今の状況で、私はいいんじゃないかと思います。ただ、9月の分はまだ判断するのはどうなのかなと思います、私はだよ」の声あり）皆さん、いかがでしょうか。8月一応2回、あさってと別の日と8月会議の予定が入っておりますが、これについての傍聴人数制限については従来どおりといたしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）じゃあ、8月については制限従来どおりと。ただ9月についてはまた9月議会の議運があったときにお話を皆さんにお聞きしたいと思います。長いからね。よろしいでしょうか。では、そういうことにいたします。

事務局からは以上でございます。皆さんからは何かございますでしょうか。議長。

○議長（大橋昭太郎君） 先ほど、専決の関係、当局の全て説明求めていったらいいのか。

○委員長（村松秀雄君） 専決のやつ、ごめんなさい。

○議長（大橋昭太郎君） 最初に議論になった部分について御協議いただければと思って。現状は開かれるタイミングであれば、説明機会ってあると思うんですけれども、例えば今回のような3つの案件を受けて本当に資料は準備しているそうだけれども、表現は悪いけれども、重要性って言ったらいいのか。そういう部分については議運の中で協議してもらって、これは例えば次の全協で無理だろうし、あるいは全協は改めて開催しなくてもいいでしょうし、それは議運の中で判断してもらったほうがいいんじゃないかと。全てなくてもいいんじゃないかと。今回の場合だと、議案書、資料で十分に説明なっているんじゃないかと、あとないのは個人の情報部分だけだからと考えているんですけれども、皆さんの御意見。

○委員長（村松秀雄君） ごめんなさい。さっきの専決についてのどこまでの説明を求めるのかという。全協まで毎回開催して行うものなのか。内容を見てやっていくものなのかというところなんですけれども、先ほどもいろいろ議論になって、要するに委任という部分と、説明をど

これまで求めたらいいんだという考え方がありましたけれども、今回についてはいかがいたしましょうか。

○委員（千葉一男君） 今回については、今議長が説明してくれたとおりで、私はいいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 執行部側は資料は用意しているって。あとはその持ち方も、個人情報の部分をさっき出たように議場内で判断して配付したり回収したりという部分が、どうなのかなっていう部分。

○委員長（村松秀雄君） 前も議場の中で回収した例もあるよね。

○委員（福田淑子君） 傍聴する人については、資料必ずそこにあるでしょう。（「傍聴者、そうそう」の声あり）その部分だけはできませんというのも、またちょっとおかしいと思う。

○委員長（村松秀雄君） ただ、それは一般的な資料の場合であって今回は全部個人名、法人名も入っているということのプライバシーも確保しなきゃいけないと。ただ、議員についてはそこまで見て判断、情報として仕入れて判断していかなきゃいけないという立場にあることからもらうんであって、一般的にはこの普通の最初に配付された資料で、傍聴者の方は問題ないと思うんですけども。何でかんで同じものでなきゃいけないということ、そしたら回収も当然しなきゃいけないし。

○委員（福田淑子君） だから、全協も前もって回収してやっているわけでしょう。議場は公開の場だというのは、私基本だと思うのね。資料については秘密的なものだから、傍聴者には渡さないって、議場の中でだよ、おかしいと思う。だとすれば、統一しておかなきゃいけないと思いますよ、そういう意味では。

○委員（千葉一男君） 統一の問題は次の問題だと捉えて、取りあえず今回の問題だけで処理する。

○委員長（村松秀雄君） 今回ね、あさってだから目の前だから。時間ないから。

○議長（大橋昭太郎君） 結局、専決した後の部分だから、専決はしているんだから。

○委員長（村松秀雄君） その説明ね。

○議長（大橋昭太郎君） そう、その後の説明というのは、例えば表現は悪いけれども、まとめて専決全協が開かれた時点でいいのか、緊急性を要するものが、例えば専決であってもあるのか。その辺は議運の中で判断してもらってやるのがいいんでないかと思う。

○委員長（村松秀雄君） それはその都度。

○委員（千葉一男君） 今後でしょ。

- 委員長（村松秀雄君） 今後統一していきましようって。
- 委員（千葉一男君） 今回のやつだけ。
- 議長（大橋昭太郎君） 今回のやつはよろしいでしょうか。だから、今回のやつでも例えば近い将来、全協が開かれたときに必要であればそのときに説明を求めるという形でもいいのかなと。
- 委員長（松村秀雄君） 終わった後ですね。報告済みの後で。
- 議長（大橋昭太郎君） 報告だから、終わっているんだから、専決は。
- 委員（福田淑子君） 大きな疑問が残って、これはというんだったら後で報告をもらうっていうので、全協のときに。
- 議長（大橋昭太郎君） 全協のときでもあるいはそこまで待てないというんだったら全協を開いて。別にね。議運で判断してもらわないと。と考えたわけ。
- 委員（吉田眞悦君） 議会で専決して、今回のケースだけだけど、あした、あさって、専決処分分報告受ける。それ受けてからいつか全協でそれを説明しろっていうのはおかしい。終わってからっていうのは。
- 議長（大橋昭太郎君） 報告だから、終わっているんです。
- 委員（吉田眞悦君） それは分かっているんです。
- 委員長（村松秀雄君） 議題になってから、報告受けてから、4日過ぎていつかの全協のときに4日の報告した内容はこれですというのは……。同じ説明しますって言ったって。
- 議長（大橋昭太郎君） その辺だね。協議していただいて。前の会議で報告できれば一番いいんだけど、何だかんだそのための全協になっていかざるを得ないんだかもしれない。
- 委員（吉田眞悦君） 今回みたいなのは明らかなの中身は。だから、ほかに取りようも何もない本当に。だから、そういう資料で対応ということも一つの方策で、そういうことで考えたんだけど、ただ、それは今度資料だと議場で渡すということは、福田さん言うように……。
- 委員長（村松秀雄君） 一般的なもので、何で俺によこさないんだということもあり得る。
- 委員（吉田眞悦君） 傍聴者から仮にあればだけれども。ただ、そこまで出す、出さないは執行部側の判断でないのか。傍聴者に出すか。どうなんでしょう。
- 議長（大橋昭太郎君） 個人情報の部分は当然出せないだろうから。そして、例えば議会内で資料配付っていったって個人情報の部分は入らないと思うな。入れられないと思う。
- 委員長（村松秀雄君） 議場内でね。ということは、今回はなし。資料配付もなし。追加資料もという判断に立たざるを得ない。全協も同じ、今、この資料でやっていく。専決もね。犯人

捜しじゃないんだけども。

○副委員長（平吹俊雄君） 今回だって、会議の前にできるんじゃない。

○委員（吉田眞悦君） 議員控室だって、どこだってできる。

○委員長（村松秀雄君） やるんであれば議会が始まる前。

○委員（吉田眞悦君） 回収しますよっていう方向だっていうこともなきにしもあらず。

○委員長（村松秀雄君） それであれば、例えば45分からだったら、30分とか9時まで来てくれてって再度案内しなきゃね。（「全協開くってということですか」の声あり）

○委員（吉田眞悦君） 一番明確なのは、専決処分であっても全協を開いてその前に説明してくださいよというのに統一すれば、今後も何もないと。そうですね。ただ、前には俺も執行部に質問したことあったんだけど、全協の中で、結局は議案として出す場合には説明します。専決の部分はしませんというのが前の総務課長だったわけ。ただ、そのとき俺がなぜ言ったかというのは、全協をやったんだよ。議会の前に、案件は説明も何もなかったから言った。結局、その理由というのが今言ったような、議案の部分は事前にしますと、専決だからしないと、ただ、専決は千葉さんじゃないけれども、我々から委任しているんだからそれは説明してもらえば、ああ、報告してもらえば終わりだけれども、ただ中身について紳士的に説明すべきでないのかというのが俺の考えだったから。そこでそごがあったんだけど、今後につなげていく意味でも、こういう場合はこう、こういう場合はこうという、かえって分からなくなる。議員も替わる。職員も替わる。町長だって替わる可能性だって必ずある。その人によって取りようが全くごちゃ混ぜになってくると思うのね。だから、説明するならするで、議案であろうと訴えの提起でも何でもだけれども、常に統一しておいたほうが一番分かりやすいのさ。必ず、説明で、専決であろうとも説明は事前にしてくださいって、だからこういう例えば急遽やらなくちゃならないという場合も、1回休憩取って全協開いてそこで配付したとすれば回収して、また議場でもすぐ再開しますよということだって、一つのやり方としては。

○委員長（村松秀雄君） それは、開会してから休憩取って。余りよくないけれど。（「そのほうがいい」「やり方としては」「いいことではないけれども」「そっちなら非公開だから」「そうすると資料も何も傍聴人も何も関係ない」の声あり）

○委員（千葉一男君） 今の説明、今回はそれでやって、今後のことについてはもう少し詰めて。

○委員（吉田眞悦君） 専決の部分明記したほうがいいんでないかっていうことも言っていたでしょう、今後のために。だから、それをどのように持っていくかだけれども。人替わるとみんな忘れるから。

- 委員長（村松秀雄君） だから、やはりそれは申し送りなりなんなり。
- 議長（大橋昭太郎君） 例えば今回の場合だと、会期の期間の決定をやったらすぐに休憩に入って、そして別室で説明を受ける。そういう機会は恐らく多く出てくると思う、全協開かないと。
- 委員長（村松秀雄君） 今回のそれについては、開会して休憩して全協開いて、説明して再開すればいいけれども、通常執行部の考え方としてさっき吉田委員が言ったように、ずっと議案であろうが専決であろうがやっぱりやってもらおうと、全協を事前に。
- 委員（千葉一男君） それはこれからの問題だから。今回のやつだけまず決めちゃって。今言ったやつで今回取りあえずやって。
- 委員長（村松秀雄君） いや、さっき総務課長の意向としては、今後もどうやっていいのか議運で決めていただけないかということ。
- 委員（千葉一男君） それは、今日じゃなくて別な日に。
- 委員長（村松秀雄君） 別な日に。今回だけは。
- 委員（吉田眞悦君） 専決の関係は第1分科会での絡みがあるから、議運だけで決めていいの。
- 委員長（村松秀雄君） それは総務課長の意向。
- 委員（福田淑子君） 今回限り。あとは第1分科会で協議する。
- 議長（吉田眞悦君） 今回についてはさっき言ったように、会議の期間の決定の後、休憩に入って会議室なりでこの部分の専決の部分の説明を受けるということ。ということだそうです、事務局。
- 事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君） 今回の限りの進め方を報告、総務課長に。
- 委員（吉田眞悦君） 4日の対応だけでしょう。
- 委員長（村松秀雄君） 4日の対応だけ。
- 委員（吉田眞悦君） もし今後そうなるかもしれないけれども、取りあえず4日はそうしましょうと。
- 委員長（村松秀雄君） そうです。今後については第1分科会もありますので、結論を待って全体的な統一ということでやりますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。
- ほか、ございますか。
- なければこれにて閉会をいたします。副委員長、御挨拶を。
- 副委員長（平吹俊雄君） 大変御苦労さまでございます。

台風、それて何よりかなと思っています。米の作況状況、去年と比べて1週間ぐらい出穂が早い。うちのほうなんかも大分花がついて、出穂が並んできたという状況でありまして、ということで今年の稲刈りは早いのかなと思っています。9月は定例会議ということで、その辺順調に進むように、議員の皆様、御協力お願いしたいと思います。

本日は御苦労さまでございました。

午前11時38分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年8月2日

委員 長